

指宿市熱中症対策に資する現場管理費補正試行の取扱い要領

令和6年4月1日

1 適用年月日

令和6年4月1日（以降契約の工事に適用）

2 対象工事等

(1) 対象工事

次の所管工事のうち、主たる工種が屋外作業である全ての工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

① 建設部所管工事（建築課除く）

② 水道事業部所管工事

③ 農政部所管工事

※ 対象の工事となる他課依頼工事を含む

3 用語の定義

(1) 真夏日

気象庁の地上気象観測所（以下気象観測所という。）の日最高気温が30度以上または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温又はWBGTで判断する。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

4 積算方法等

積算方法等については鹿児島県の各所管部署の積算方法を準用するものとする。

(1) 建設部所管工事（建築課除く） ⇒ 県土木部

(2) 水道事業部所管工事

① 水道事業 ⇒ 県くらし保健福祉部

② 公共下水道事業、温泉供給事業 ⇒ 県土木部

(3) 農政部所管工事 ⇒ 県農政部

5 運用

(1) 特記仕様書への記載例

対象となる工事については、特記仕様書へ次の記載があるものとする。

第〇条

- 1 本工事は、指宿市熱中症対策に資する現場管理費補正試行の対象工事である。
- 2 試行にあたっては、「指宿市熱中症対策に資する現場管理費補正試行の取扱い要領（令和6年4月1日付け）」に基づき行うものとする。
- 3 「指宿市熱中症対策に資する現場管理費補正試行の取扱い要領（令和6年4月1日付け）」は市ホームページから取得できる。

(2) 最寄りの気象観測所の施工計画書等への記載

受注者は、工事期間中における真夏日の確認を行う施工現場から最寄りの気象観測所を施工計画書に記載して提出すること。

なお、気象観測所は「指宿市十町」とする。

(3) 真夏日の報告等

真夏日の確認については、変更設計時点までは当該年度の観測値を用いることとし、受注者は、設計変更時点までの観測データと真夏日日数を工事打合簿で報告すること。

設計変更時点以降の後片付けを含めた工事期間の真夏日日数（事前計上）は、「最寄りの気象観測所における直近3ヵ年の日最高気温が30度以上の5月から10月までの各月毎の平均値（小数3位四捨五入）。対象期間が15日／月以上あれば、平均値の1/2（小数3位四捨五入）を計上。工期末10日間は除く。」に基づき加算する日数を受発注者で協議のうえ定めること。

なお、事務手続きを簡素化するため、受注者からの真夏日報告の工事打合簿に設計変更に用いる真夏日（実測の真夏日＋変更日以降の真夏日として加算する日数の合計）を明記して返却するものとする。